

令和3年第4回隠岐の島町議会臨時会会議録

招集年月日 令和3年 11月24日
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場
開会(開議) 令和3年 11月24日(水) 9時30分宣告

会議録署名議員の氏名 9番 西尾 幸太郎 議員 10番 池田 賢治 議員

1. 出席議員

1番 岡田 智子	7番 村上 謙武	13番 石田 茂春
2番 牧野 牧子	8番 菊地 政文	14番 高宮 陽一
3番 藤野 定幸	9番 西尾 幸太郎	15番 米澤 壽重
4番 齋藤 則子	10番 池田 賢治	16番 池田 信博
5番 田中 一隆	11番 安部 大助	
6番 大江 寿	12番 前田 芳樹	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	村上 和久
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中文男
教育長	野津 浩一	施設管理課長	大西洋 二
総務課長補佐	木瀬 高宏	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	濱田 勉	水産振興室長	橋本 博志
財政課長補佐	長田 寿幸	都市計画推進室長	石田 傑
税務課長	金井 和昭	総務学校教育課長補佐	中村 恒一
町民課長	井崎 理恵子	社会教育課長	野津 千秋
保健福祉課長	中林 眞	布施支所長	竹本 久
住民福祉担当課長	広江 和彦	五箇支所長	藤野 一
環境課長	原 秀人	都万支所長	砂本 進
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	村上 克樹
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一
地域振興課長	宇野 慎一		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本 幸子

1. 町長提出議案の題目

議 第 88 号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議事の経過

○議長（池田 信博）

ただ今から、令和3年第4回隠岐の島町議会臨時会を開会します。

（ 開 議 宣 告 9時30分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により9番：西尾 幸太郎 議員、
10番：池田 賢治 議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

日 程 第 3. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第88号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の1件を議題といたします。

日 程 第 4. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました1件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めま

す。

番外：町長

○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。

本日、「令和3年第4回隠岐の島町議会臨時議会」の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙の中、議会臨時会にご出席を賜り誠にありがとうございます。ご案内のとおり、国におきましては、先の衆議院議員総選挙を受け「第2次岸田内閣」が発足し、国会におきましては、島根1区選出の細田博之先生が島根県から31年ぶりに衆議院議長にご就任されるという、我々にとって非常に心強い嬉しいニュースも飛び込んでまいりました。早速ですが、先般、上京し、議長就任のご挨拶と離島振興にかかる要望を行ったところであり、益々のご活躍を祈念するところでございます。

さて、新型コロナウイルスは、感染第5波が収束に向かい、全ての都道府県で「緊急事態宣言」と「まん延防止重点措置」が解除され、2か月近くが経過いたしました。東京や大阪を含め、各地でもおよそ1年ぶりに飲食店の通常営業やイベントが再開、拡大されるなど、経済活動の回復に向け、動きが広がっております。

島根県におきましても、11月19日より飲食の時間、人数の制限が撤廃されるなど経済活動を行うよう方針が出されたところです。

また、我が町のコロナウイルスワクチン接種も90%を越え、第3回のワクチン接種につきましても12月から接種できるよう準備を進めているところでございます。

しかしながら、第6波も危惧されており、これから年末年始に向け、人の移動が多くなる時期を迎えるにあたり、改めまして町民の皆様には基本的な感染対策の徹底をお願いするとともに、一日でも早く安全、安心の生活に戻れるよう、最善の対応を今後も実施してまいり所存でございますので、議員各位のお力添えをお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、本日、提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議第88号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、人事院勧告及び人事委員会勧告等を参考とし、期末手当の支給月数の改正を行うのであります。

何とぞ慎重ご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（池田 信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 9時35分)

(全員協議会開会宣告 9時35分)

○議長 (池田信博)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 9時39分)

(本会議再開宣告 9時39分)

日 程 第 5. 質 疑

「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

7番：村上 謙武 議員

○7番 (村上 謙武)

先ほど、条例の一部を改正することに関して、町長の方から提案理由の説明がありましたが、その中で「人事委員会勧告等を参考とし、改正を行う」と、この人事委員会というのは、島根県の人事委員会という意味だろうと思いますけれど、そういった島根県の人事委員会の内容をどの程度参考にして、引き下げを判断したのか、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○番外 (総務課長補佐 木 瀬 高 宏)

ただ今のご質問で、議員の方から島根県の人事委員会の勧告をどの程度参考にして、というご質問でございましたが、従来より隠岐の島町は国の人事院の勧告を参考にして、給与の改定を行ってございまして、この度、国の勧告で一時金の0.15月の引下げが勧告としてございましたので、今回、同様に一時金の引下げを行うという内容で、議案を上程させていただいているところであります。

島根県の人事委員会の勧告の内容と比較しますと、県の勧告の内容については、一時金は0.1月の削減、国の方は0.15月の削減ということで、隠岐の島町は国の方を準拠して、今回、引下げを行う議案を上程させていただきました。

○番外 (副町長 大 庭 孝 久)

例年ですと、国の、国家公務員の対応を見て、今まで我が町についても「給与改定」をしておりますが、今回ご承知のとおり、国の方はまだ「臨時国会」が開かれていないということで、人事院勧告はあったものの、国はまだ態度を決めておりません。島根県の人事委員会

の方は勧告のあったものを尊重して、島根県についてもそのまま実施するということで、本町につきましても島根県の人事委員会が勧告どおり実施いたしましたので、そのことを受けて、国はやらないものの、本町は12月分から改定を行うということで参考にさせていただきました。

○7番（村 上 謙 武）

私はなぜ、この質問をするかと言うと、ご存知のように本町の「期末手当」、県の人事委員会の勧告内容に比べると改定して0.15月、本町の方が県の職員より高い月数となっているので、その辺のところはどう参考にされたのかなど、併せて「勤勉手当」も同じく0.15月高いんです。計0.3月分、ボーナスの支給月数が高いという状況にありますので。

ただ今の答弁からは、考慮されていないという風に私は判断するのですが。その辺の私の見解についてはどのように。

○番外（副町長 大 庭 孝 久）

毎年、議員とはこのことで討論させていただいておりますが、我が町においては、国の人事院勧告を今まで参考にして「給与改定」を行っております。島根県の人事委員会もそれぞれ勧告しておりますが、給与形態と申しますか、手当等、随分違うところがございますので、私どもは国の、あくまでも人事院勧告を遵守してやっておりますので、そのところを変えるつもりはございませんので。いつもこの議論で平行線をたどるわけですが、そういった形でこれからも、国の人事院勧告を遵守してまいりたいと思っております。

○7番（村 上 謙 武）

国の方からも、総務副大臣の方からも、毎年この時期に通知がきています。「地方公務員の給与改定に関する取扱いについて」という通知文ですが、その中で、この「給与条例の改正は議会で十分、審議の上で行う」という通知文の内容があります。

我々は議会で十分、審議するためには、それなりの参考資料というか、説明資料が提示されないと十分な審議ができないわけです。ですから、今回のような場合でも、県の人事委員会の勧告の資料を提示するとか、県下の19市町村の月額給与の状況とか、支給率、支給額の実態等も参考資料と提示して、それで今回の条例改正が云々という、十分な審議ができるという風に私は考えるんですが。参考とする資料が一切、本町では提示されない。審議のしようがないと、ただ国家公務員の人事院勧告に準ずるようなかたちで、毎年、こういった条例改正が行われているというのはちょっと、やはり不親切かなという風に私は思いますけど、私の見解についてお答えいただければと思いますけど。

○番外（副町長 大 庭 孝 久）

例年、人事院勧告は8月に勧告されます。それはいろんな形で情報提供されていると思いますので、我々もそのことを勉強しながら、今回の給与改定にあたるというところがございますので、そういった物を資料として提出が必要であれば出させていただきますが、このところはいつも見解が違うわけですが、あくまでも私たちは国の物を参考にして通しているということでございますので、ここについては、どうしても見解が違うのかなという風に思っております。

○7番（村 上 謙 武）

終わります。

○議長（池 田 信 博）

ほかに、ございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9時48分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9時48分 ）

○議長（池 田 信 博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 9時53分 ）

（ 本会議再開宣告 9時53分 ）

日 程 第 6. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の、議第88号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の1件を討論に付します。

討論はありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 7. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

町長提出議案の、議第88号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

について、採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、議第 88 号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

○議長（池田信博）

以上で、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和3年第4回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

(閉 会 宣 告 9 時 5 4 分)

以 下 余 白